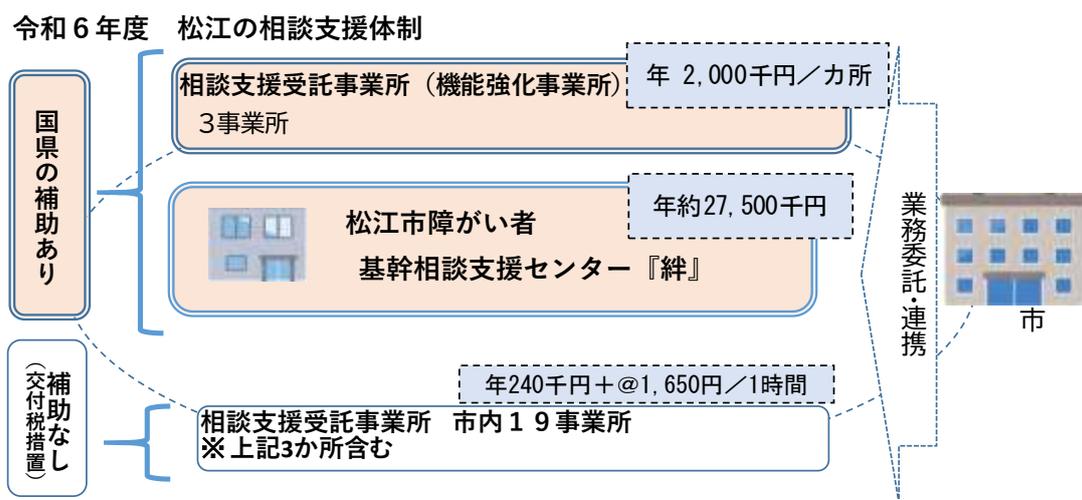


- 「地域生活支援事業」とは、市町村等が主体となり、国や県の補助を受けながら、障がい者が自立した社会生活を営むことができるよう、地域特性や利用者の状況に応じ、柔軟に効果・効率的に行う事業。
事業例）相談支援、地域活動支援センター、意思疎通支援、日常生活用具、移動支援など
- 市の「基幹相談支援センター絆」や、相談支援機能強化事業所（現在 3 か所）などの相談支援事業は、上記の国・県補助金を得て実施している。



○令和 6 年 4 月に標記補助金の国要綱が改正され、「相談支援事業」のうち、「基幹相談支援センター等機能強化事業」について次のとおり変更となった。

【主要な変更ポイント】

	新	旧
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター事業の運営 <p>※機能強化事業の運営が補助対象外となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター事業の運営 ・基幹相談支援センターに準じた機能を持つ事業の運営
基幹相談支援センターの補助対象職員	主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等	主任相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等
	<p>※補助対象の資格が絞られ、絆運営費に係る補助が一部なくなった。</p>	

※あくまで国の補助要件です。（県要綱の提示はまだ）

※令和 7 年度から上記の変更となる。（6 年度は経過措置で据置）

- 本市の相談支援事業の財政的影響が大きい。（同様の自治体が相当数あることが想定）
- 事業体制の変更を検討する考え。